

令和4年第1回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和4年3月9日（水）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 五城目町総合発展計画基本構想について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 不動産の譲与について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 不動産の譲与について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 五城目町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定
について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 五城目町財政調整基金条例の一部を改正する条例制定
について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制
定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 五城目町町営住宅条例の一部を改正する条例制定につ
いて |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 五城目町町営住宅集会所管理条例を廃止する条例制定
について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 五城目町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す
る条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地
域資源活用総合交流促進施設清流の森の指定管理者の
指定について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交
流センターの指定管理者の指定について |

- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 五城目町富津内地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 五城目町農村環境改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 五城目町森山地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 専決処分（第 1 号）の承認を求めることについて
・令和 3 年度五城目町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 令和 3 年度五城目町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 3 年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 3 年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 3 年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 3 年度五城目町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 3 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 4 年度五城目町一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度五城目町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 4 年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 令和 4 年度五城目町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 4 年度五城目町障害認定事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 4 年度五城目町水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 令和 4 年度五城目町下水道事業会計予算

令和4年五城目町議会3月定例会会議録

令和4年3月9日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	2番 工藤途子
3番 松浦真	4番 石川交三
5番 椎名志保	6番 荒川滋
7番 佐々木仁茂	8番 畑澤洋子
9番 斎藤晋	10番 石井光雅
11番 伊藤正春	12番 佐藤重信
13番 荒川正己	14番 館岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課長	柏和順	税務課長	工藤加奈子
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	門間良雄
農林振興課長	嶋崎一人	商工振興課長	猿田弘巳
建設課長	工藤高明	学校教育課長	齊藤正和
生涯学習課長	山田広美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防長	伊藤忠恭
総務課課長補佐	東海林博文		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 門間良雄

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第1号、五城目町総合発展計画基本構想についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第1号、五城目町総合発展計画基本構想について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、「ひとが輝き、まちが輝き、そして未来が輝く五城目」を将来像として、令和4年度以降の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、五城目町総合発展計画の基本構想を定めることについて、五城目町総合発展計画策定条例第4条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

計画の策定にあたっては、現在の総合発展計画が今年度で終了することから、令和4年度から令和13年度に向けた新たな基本構想を定めるものであります。

19ページになりますが、町の将来像の実現のため、新たに6つの基本目標を掲げております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第1号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。議案第2号から議案第3号までの2件は、不動産の譲与についてでありますので、一括審議に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第2号、不動産の譲与について、議案第3号、不動産の譲与について、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第2号、議案第3号、不動産の譲与について、提案理由をご説明申し上げます。

両案とも公営住宅の共同施設として整備し、指定管理者していた町内会と譲与することで合意したことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号の譲与する建物は、新里町集会所ほか附帯設備一式で、所在地は五城目町高崎字行内沢101番地の1、延べ床面積76㎡、木造平屋建て。

譲与する相手は、五城目町高崎字広ヶ野148番地12、新里町町内会会長、小玉哲男であります。

議案第3号は、譲与する建物は矢場崎集会所ほか附帯設備一式で、所在地は五城目町川崎字宮花10番地の74、延べ床面積86㎡、木造平屋建て。

譲与する相手は、五城目町川崎字宮花10番地15、矢場崎町内会会長、栗山正一であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 以上2件に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。以上2件のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第2号、議案第3号については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第4号、五城目町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第4号、五城目町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用していた法律が統合されたため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用していた独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護に関する法律に統合されたため、当該条例を一部改正するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第4号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業を取得しやすい雇用環境整備等について必要な事項を定めるため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、育児介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤職員の育児休業及び介護休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止することで、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員が採用当初からこれらの休業や休暇等が取得できるようにすること及び妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する項目を定めるものであります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第5号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第6号、五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第6号、五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町街路樹管理計画の策定に伴い、五城目町街路樹管理計画策定委員会を設置し出務に応じた報酬額を定めるため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、これまで培われてきた緑豊かな景観を守りながら、個々の街路樹がより健全に生育できる環境及び安全な道路空間を整備することを目的とした、五城目町街路樹管理計画の策定に伴い、五城目町街路樹管理計画策定委員会を設置し、委員報酬を日額6,000円、半日額3,000円に定めるものであります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第6号の審査については、

総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第7号、五城目町財政調整基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第7号、五城目町財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、基金の管理について最も確実かつ有利な方法として有価証券による運用を明文化するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、38ページをお願いします。債権は固定金利であります。銀行預金と比較して利率は高く、安全性も高いことから、基金の管理について最も確実かつ有利な方法として有価証券による運用を明文化するため、当該条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、公布の日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第7号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第8号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第8号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する政令の公布に伴い、当該条例の一部を改正す

るものであります。

主な改正内容は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険の被保険者均等割額の減額措置を定めるものであります。

施行期日は、公布の日とし、改正後の五城目町国民健康保険税条例につきましては、令和4年4月1日からの適用としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第8号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第9号、五城目町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第9号、五城目町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、公営住宅の入居者の公募の方法を改めるとともに、公営住宅の共同施設として整備した集会所について、指定管理者として管理委託をしていた関係町内へ譲与するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、公営住宅の入居者の公募の方法を新聞、町ホームページ、庁舎等掲示板、町広報等のいずれかの方法に改めるとともに、公営住宅の共同施設として整備した新里町集会所及び矢場崎集会所を指定管理者として管理委託していた各町内会へ譲与するため、当該条例を定めるものであります。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第9号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第10号、五城目町町営住宅集会所管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案第10号、五城目町町営住宅集会所管理条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、公営住宅の共同施設として整備した集会所について、指定管理者として管理委託していた各町内会へ譲与するため、当該条例を廃止するものであります。

改正内容は、公営住宅の共同施設として整備した新里町集会所及び矢場崎集会所について、指定管理者として管理委託していた新里町町内会、矢場崎町内会へ譲与するため、当該条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第10号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第11号、五城目町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第11号、五城目町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、消防団員の処遇を改善することで消防団員を確保し、地域の消防団員体制の充実強化を図るため、非常勤消防団員の報酬の基準を定めるものであります。

報酬の種類を年額により支払われる年額報酬と、出動に応じて支払われる出動報酬の2種類とし、年額報酬につきましては、団長の年額を8万2,500円、副団長の年額を6万9,000円、分団長の年額を5万500円、副団長の年額を4万5,500円、部長の年額を4万円、班長の年額を3万8,000円、基本団員の年額を3万6,500円、機能別団員の年額を1万3,000円とし、出動報酬につきましては、災害の場合、一日につき8,000円、警戒の場合一日につき3,500円、訓練の場合は一日につき3,500円とするものであります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第11号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第12号、八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第12号、八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和4年4月22日から男鹿市議会議員の定数に変更されることに伴い、八

郎湖周辺清掃事務組合議会議員の定数の見直しを行ったことにより、同組合規約における議会議員の定数を改めるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正内容は、令和4年4月22日から男鹿市議会議員の定数が変更されることに伴い、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員定数を「14人」から「13人」に改め、併せて男鹿市選出の定数を「6人」から「5人」に改める規定となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第12号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りをいたします。議案第13号から議案第19号までの7件は、各施設の指定管理者の指定でありますので一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第13号、馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地域資源活用総合交流促進施設清流の森の指定管理者の指定について、議案第14号、五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターの指定管理者の指定について、議案第15号、五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の指定について、議案第16号、五城目町富津内地区公民館の指定管理者の指定について、議案第17号、五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第18号、五城目町農村環境改善センターの指定管理者の指定について、議案第19号、五城目町森山地区公民館の指定管理者の指定について、以上7件を一括議題といたします。

以上7件について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第13号から議案第19号の7議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第13号から議案第19号の7議案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第5条第1項の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号は、馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地域資源活用総合交流促進施設清流の森は、平成31年4月から令和4年3月まで、議会の議決をいただき指定管理者として清流の会が管理したものであります。

議案第14号は、五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターは、馬川地区町内会会長会、議案第15号は、五城目町馬場目地区文化交流センターは、馬場目地区町内会会長会、議案第16号、五城目町富津内地区公民館は、富津内地区町内会会長会、議案第17号、五城目町総合生きがいセンターは、内川地区町内会会長会、議案第18号、五城目町農村環境改善センターは、大川地区町内会会長会、議案第19号、五城目町森山地区公民館は、森山地区町内会会長会が管理運営しているところであり、現在まで事故もなく運営されることから、引き続き指定管理者として指定管理をお願いしたく、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第2項の規定により、指定管理者の候補者として選定させていただいたものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 以上7件に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。以上7件のこれが審査については、関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第13号については総務産業常任委員会に、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第20号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第20号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第9号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和3年度五城目町一般会計において、この冬の降り積もる雪から町民の安全・安心を確保するため、今後の道路除雪等に要する経費を見込み、その必要額を地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月14日付けをもって令和3年度五城目町一般会計補正予算（第9号）として専決処分させていただいたものであります。

専決処分の予算書、令和4年4月14日付けとなっておりますけれども、1ページをお開きください。

補正額は歳入歳出それぞれ8,284万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を66億7,250万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第20号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第21号、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第21号、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第10号）、提案理由をご説明申し上げます。

補正予算の1ページをお願いします。

本案は、主に事業費の実績見込みや精算による補正であります。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ6,519万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を66億730万6,000円とするものであります。

6ページをお願いします。

第2表、継続費補正。継続費の補正は、第2表のとおりであります。火葬場整備事業の実績見込みによる変更です。

次に、第3表、繰越明許費。令和3年度予算を翌年度に繰り越し、繰越明許費は第3表のとおりで、3件の事業であります。

内容については、歳出においてご説明したいと思います。

7ページをお願いします。

第4表、地方債補正。地方債の補正は、第4表のとおりで、事業費の確定に伴う変更となっております。

補正の主な内容につきましてご説明申し上げますが、事業費の確定や精算、または実績見込みによる補正につきましては、説明を簡略化、または割愛させていただくこととしますので、ご了承をお願いします。

9ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入ですけれども、町税の調定実績、配当割交付金等の交付見込みによる補正、または、10款ですけれども、地方交付税は787万6,000円は、交付額決定のうち、歳出に見合う財源として増額するものであります。分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績見込みによる補正であります。

21款ですけれども、町債は、事業確定に伴う精算、または、国の補正予算による繰越事業などに伴い、翌年度へ繰り越すための補正であります。

次に、歳出でございますけれども、歳入同様、事務事業費の精算、または実績見込みによる補正につきましては、同じく説明を簡略化し、または割愛させていただくことにご了承を願いたいと思います。

74ページをお願いします。

2款1項6目企画費0001企画費一般の18節01光ケーブル移設工事費負担金は、道路工事で支障となっている光ケーブル4か所の移設工事に係る負担金として480万円を計上しております。同じく24節01でございますが、ふるさと愛郷基金積立金は、寄附金の実績見込みにより積み立て分として1,740万4,000円を計上しております。

78ページ、2款1項、下段ですけれども、11目の諸費0001まちづくり課関係は、五城目町生活バス路線維持費補助金交付要綱に基づき、赤字バス路線に対する補助

金として30万5,000円を計上しております。

0004健康福祉課関係は、22節の17になりますが、過年度子ども・子育て支援交付金の国・県負担金の精算に伴う返還金として243万5,000円を計上。81ページになります。22節の18でございますが、過年度障害者自立支援給付費の国庫負担金の精算に伴う返還金として397万7,000円、同じく22節の20ですが、過年度身体障害者医療費の国・県負担金の精算に伴う返還金132万6,000円、同じく23、過年度・新年度コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助金の精算に伴う返還金として10万2,000円を計上しております。

ページ飛びますけれども、100ページをお開きなってください。

3款2項2目児童措置0001子ども・子育て支援負担金の18節の02になりますが、保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士等の処遇を改善するため、施設への交付金として89万2,000円を計上しております。

106ページお願いします。

4款1項1目保健総務費0002保健介護支援センター施設管理費の10節06修繕料ですが、1階事務室の照明器具をLED化する経費として46万6,000円を計上しております。

116ページお願いします。

6款1項5目農地費0053農地集積加速化基盤整備事業（繰越）1,554万7,000円の増額は、高岳地区ほ場整備事業に対する町の負担金ですが、国の補正予算による繰越事業に伴い、翌年度に繰り越すものであります。

同じく0054ため池等整備事業（繰越）2,280万4,000円の増額は、身ノ淵地区、山内地区及び真崎堰地区の県営ため池等整備事業に対する町の負担金ですが、これも同じく国の補正予算による繰越事業などに伴い、翌年度に繰り越すものであります。

0055県営土地改良事業（繰越）469万円の増額は、黒土地区、今戸地区及び戸村地区の土地改良事業に対する町の負担金ですが、県営事業の繰り越しによる翌年度に繰り越すものであります。

128ページをお願いします。

8款2項2目道路維持費0002除雪事業の12節13道路除雪委託料は、道路除雪に万全を期するための経費として3,000万円を計上しております。

130ページをお願いします。

4目0001街灯施設費130万円の増額は、落雷被害を受けた街灯修繕によるものであります。

ページ飛びますけれども、164ページをお願いします。

12款1項1目元金0001元金63万1,000円の増額は、借入実績に伴う補正であります。

同じく2目の利子0001利子349万7,000円の減額は、これも借入実績に伴う補正となっております。

166ページになります。

13款2項1目財政調整基金費0001財政調整基金は令和3年度中の定期預金等の運用益2万3,000円及び新規に5,000万積み立てる補正であります。財政調整基金の令和3年度末の現在高は、予算上では前年度末に比較すると1億2,174万9,000円増額し、11億4,498万2,000円となる見込みであります。

以上が一般会計の主な補正内容であります。

教育委員会の補正につきましては、教育長が説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 私から教育委員会関係の一般会計補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。

歳入についてご説明申し上げます。

36ページをお願いします。

12款2項1目民生費負担金2節児童福祉費負担金02学童保育クラブ費16万1,000円の補正は、すずむしクラブの利用実績見込みによるものであります。

44ページをお願いします。

14款2項6目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金04公立学校施設整備費負担金328万7,000円と、同じく2節社会教育費補助金01子ども・子育て支援交付金107万円の補正は、実績見込みによるものであります。

48ページをお願いします。

15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金03放課後児童健全育成事業費補助金100万円の補正は、実績見込みによるものであります。

同じく 7 目教育費県補助金 1 節社会教育費補助金 4 1 6 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、0 1 学校・地域・家庭連携総合推進事業補助金の交付額決定によるものと、0 2 農山漁村地域整備交付金の交付見込みによるものであります。

5 0 ページをお願いします。

同じく 3 項 7 目教育費委託金 1 節教育費委託金 0 3 教育留学推進事業委託金 7 6 万 2, 0 0 0 円の減額補正は、コロナ禍により事業が取りやめになったことによるものであります。

6 4 ページをお願いします。

2 0 款 4 項 3 目教育費貸付金元利収入 1 節育英資金回収金 0 1 貸付金回収金 1 8 万円の減額補正は、大学進学等に伴う延納手続きによるものであります。

6 8 ページをお願いします。

2 1 款 1 項 6 目教育債 1 節小学校債 0 1 小学校解体事業債 2 3 0 万円の減額補正は、実績見込みによるものであります。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

1 3 4 ページをお願いします。

8 款 4 項 5 目公園管理費 0 0 0 1 公園管理費 1 3 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、光熱水費の実績見込みと保守管理委託料等の契約差金によるものであります。

1 4 2 ページをお願いします。

1 0 款 1 項 2 目事務局費 0 0 0 5 児童生徒学校生活サポート事業 1 6 1 万円の減額補正は、会計年度任用職員報酬の実績見込みが主なものであります。

1 4 4 ページをお願いします。

1 0 款 1 項 3 目教育助成費 0 0 0 5 新型コロナウイルス感染症対策事業 3 4 5 万円の減額補正は、給付金の支給実績によるものであります。

1 4 6 ページをお願いします。

1 0 款 2 項 1 目小学校管理費 0 0 0 1 管理費一般 1 2 4 万 9, 0 0 0 円の減額補正は、電気・水道料などの実績見込みによるものが主なものであります。

同じく 0 0 0 2 学校施設整備事業 4, 6 8 4 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、五城目小学校旧校舎の解体工事請負費の実績見込みによるものであります。

1 4 8 ページをお願いします。

1 0 款 3 項 1 目中学校管理費 0 0 0 1 管理費一般 1 1 2 万 4, 0 0 0 円の減額補正は、

コロナ禍で各種大会が中止になったことに伴い、バスの利用が減少したことにより、車借上料を減額したことが主なものであります。

150ページをお願いします。

10款4項1目社会教育総務費0001総務費一般から152ページの0009教育留学事業までの減額補正は、事業の縮小や中止によるものであります。

同じく0010館ノ下遺跡本発掘調査事業485万7,000円の減額補正は、実績見込み並びに契約差金によるものであります。

同じく2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センター31万1,000円の減額補正は、燃料費の実績見込みと宿泊を取りやめたことによる使用料及び賃借料の減額が主なものであります。

156ページをお願いします。

同じく5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般130万8,000円の減額補正は、報酬と負担金補助及び交付金の減額が主なもので、大会の中止等によるものであります。

0002都市交流事業の24万6,000円、0004地域スポーツ活動推進事業の26万7,000円、0005全町体育祭の66万7,000円の減額補正は、事業の中止や縮小によるものであります。

158ページをお願いします。

10款5項2目学校給食費0002学校給食管理運営費125万円の減額補正は、給食調理員の報酬と燃料費の実績見込みによるものであります。

同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館の40万7,000円の減額補正は、光熱水費の実績見込みによるものであります。

0002屋内温水プール58万3,000円の補正は、燃料費と光熱水費の実績見込みによるものと、子ども水泳教室等で使用するプールフロアの購入費が主なものであります。

以上、3月補正予算の主なものについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 議場内換気のために暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

.....
午前 11 時 10 分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

議案第 21 号に対する質疑を許します。13 番荒川正己議員

○13 番（荒川正己君） 補正予算の聞のところは衛生費の火葬場関係と、土木費の住宅管理の関係でございます。

昨日、一般質問の中で荒川滋議員が五城目小学校跡地について、あそこは地滑りというか、その関係で使えなくなって移転したわけですけども、その中で火葬場の話、出たんですけども、私もハザードマップはもらって、前ちらっと見てたんですが、余り気にしてなかったんですけども、ちょっと昨日の話思い出すと、火葬場に関しては土砂災害の予想される地域ではあるけども、何とか増築ということでそのまま継続したと。町長がその時、安全性どうのこうのはっきり言ったか、どう答えたか分かりませんが、それと同じ土砂災害の危険区域の中に町営住宅が入っているのが、このハザードマップでは見えるわけです。このハザードマップ見ると、レッドゾーン、五城目小学校跡地はレッドゾーンはないわけですね。土砂災害の特別ですかね、レッドゾーンというのは。特別危険な区域として火葬場の建物まで入っていると。町営住宅は県のこの資料見ると、15軒、15棟入っているわけですよ、町営住宅。今年その補正予算で少しずつ残額出したわけですけども、この中で、この土石流、土石流なってますね、県のレッドゾーンは。この対策としてどのようなことをしたのか、また、住民にどのように周知させているのか、その点お聞かせをお願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。小玉住民生活課長

○住民生活課長（小玉広信君） 13 番荒川議員にお答えします。

火葬場の増築に関しましては、その土砂災害に関しては特に施策は行っておりません。この建物自体はイエローゾーンと認識しておりまして、レッドゾーンはその建物手前までということで、イエローゾーンと認識しております。建築に対して法の縛りはないと考えております。

それから、普通の一般の住宅、民家の方には、レッドゾーンの世帯の方には、その危険箇所だっということは通知で促しております。それと、全戸にハザードマップを配布しておりますので、そちらのほうでも確認するようにはお願いしております。

以上です。

○議長（石川交三君） 13番荒川議員

○13番（荒川正己君） 火葬場の建物はレッドゾーンに入っているってこと知らなかったんですか。入ってないって言いましたよね。これ、県の調査図です。レッドゾーンが火葬場の一番北の端に食い込んでますよ。

それと、それに対して結局、イエローゾーンだけでも、そこは土砂が流れるわけですよ。すると、それに対して、今回建築の時、何も対策も考えなかったというのはどういうことなんですかね。結局、あそこは不特定多数の人が来る場所なわけですよ。だから、それに対する注意書きとか、やっぱり道路に対して土石流が流れた時に何らかの対策を打つべきじゃなかったかなと。あとはこれ、委員会でやりますけどね、火葬場ですから。

それから、町営住宅ですけども、舟付場団地は確か、これ建設課じゃないと分からないですね。使用をあとやめることにしたと思いますけども、畑町住宅、この15軒、土石流のレッドゾーンに入っている住宅に関してはどのように考えているかお答えください。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。工藤建設課長

○建設課長（工藤高明君） 13番荒川議員にお答えします。

一部レッドゾーンとイエローゾーンとに分かれております。どちらのほうに関しても、この住宅がレッドゾーンにかかっている、イエローゾーンにかかっているということは知らせてありますし、先ほど住民生活課長も答弁したとおり、ハザードマップも配布されております。災害時の警報が出た場合には、一番先避難しなければならない地区に指定されておるということを認識はしてもらっております。ただ、住むに関しては普通に住んでいてもいいんですけども、その警報が出た場合は、避難するよとということでお伝えしております。

以上です。

○議長（石川交三君） 13番荒川議員

○13番（荒川正己君） いや、一部ったけど、15軒ですよ。15軒っていうと大部分じゃないですか、あそこ。半分以上ぐらいかな。

それと危険な時は退避してください。でも、そのための、例えば上に沼ありますよね。その水の関係で多分ここ土石流っていう感じになってますけども、そういうものにする対策というのは、もう危険、災害は起こるに任せるから、その時は逃げてくださってという考えなんですかね。何かその辺、それなりのやっぱり、どっか土留めするとか、何か

対策はできないものか、その点お尋ねします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。工藤建設課長

○建設課長（工藤高明君） お答えします。

現在のところ、そこまでは考えておりませんでした。この後、解体に向かっていくわけなんですけども、その辺、人命に関わることでありますので、その辺この後協議して、早急に必要かどうかを判断して対処していきたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 他に。13番荒川議員

○13番（荒川正己君） 町長は、例えば五小の所、危険だから、目的は決めないでそのまま普通の土地として、普通財産として管理すると言ってますけども、こういう行政財産の所で危険な所に対して町長からは指示は、火葬場とか町営住宅に対しては、このハザードマップ見た時に指示は出さなかったんでしょうか。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を読めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

指示等々は出しておりませんが、十分ハザードマップ等々において注意を促すということはしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 議案第21号について、他にございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第21号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第22号、令和3年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第22号、令和3年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の173ページをお願いします。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算であります。

歳入においては、国民健康保険税は調定実績により、国庫支出金は実績見込みにより、それぞれ増額し、県支出金は実績見込みにより減額、前年度繰越金を全額予算計上しております。

歳出におきましては、保険給付費、国保事業費納付金などの実績見込みにより、それぞれ計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ7,099万8,000円を減額し、補正後の予算総額を11億4,181万9,000円とするものです。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。13番荒川議員

○13番（荒川正己君） 教育民生へ付託される案件ですんで、ただ、税の部分は税務課が担当しておりますので、ここで聞いておきたいと思います。

今回の補正の中で保険税が130万、増額はなってますけども、現年度分はかなり増額されてますけども、滞納繰越分が減額がちょっと多いんじゃないかと。これはそうすると、滞納繰越分の徴収率が低下しているということですかね。その点だけお知らせをお願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。工藤税務課長

○税務課長（工藤加奈子君） 荒川議員にお答えいたします。

今の時点では徴収率のほうは、繰越金のほうは下がっておりますので、見込みとしては3年度は繰越分としては収納率は落ちると予想されております。

以上です。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第22号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第23号、令和3年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第23号、令和3年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の221ページをお願いします。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算であります。

歳入におきましては、手数料をはじめいずれも実績見込みによる補正であります。

前年度繰越金は、全額予算計上しております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の実績見込みなどを計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ17万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億3,948万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第23号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第24号、令和3年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第24号、令和3年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書は237ページをお願いします。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算であります。

歳入においては、保険料をはじめ、いずれも実績見込みによる補正であります。

前年度繰越金は、全額予算を計上しております。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業など実績見込みによる補正

であります。

補正額は、保険事業勘定の歳入歳出からそれぞれ3,554万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億6,494万4,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出にそれぞれ16万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を497万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第24号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第25号、令和3年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第25号、令和3年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書は291ページになります。

第2条収益的収支は、精算見込みによる補正で、収入の第1款事業収益では給水収益の減額などにより1,370万1,000円を減額補正とし、支出の第1款事業費では、職員給与費の減額、委託料の減額及び消費税の増額により101万9,000円を減額補正としております。

第3条資本的支出は、精算見込みによる補正で、第1款資本的支出では配水施設改良費の減額により289万9,000円を減額補正としております。

次に295ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書、今回の補正により、上段1、当年度純損失は1,669万6,000円の損失となり、下段6、資金期末残高は5億8,210万1,000円となる見込みであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第25号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第26号、令和3年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第26号、令和3年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書301ページをお願いします。

第2条資本的収支は、国の補正予算に伴う流域下水道建設費の増による補正で、収入の第1款資本的収入では、支出の財源として企業債100万円を増額補正とし、支出の第1款資本的支出では、流域下水道建設費負担金の増額により97万6,000円を増額補正としております。

304ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

今回の補正により、上段1、当年度純利益は531万3,000円の利益となり、下段6、資金期末残高は4,386万1,000円となる見込みであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第26号の審査について

は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

暫時休憩します。

午前 11 時 35 分 休憩

.....
午前 11 時 35 分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

次に、議案第 27 号、令和 4 年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第 27 号、令和 4 年度五城目町一般会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いします。

令和 4 年度一般会計当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ 55 億 5,700 万円としております。前年度に比べ 1 億 2,300 万、率にして 2.2% の減となっております。

主な事業としては、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業関連事業として 3,986 万 7,000 円、火葬場整備事業費、外構、備品等でございますけれども、1 億 8,502 万 7,000 円、一般廃棄物埋め立て処分場整備費 6,305 万 2,000 円、地方道路整備事業交付金 1 億 3,368 万 2,000 円、資機材搬送車購入事業 1,266 万円、小型動力ポンプ積載車購入事業 2,369 万 2,000 円、圏民体育館防災盤等改修事業 1,145 万 1,000 円などを計上しており、また、新型コロナウイルス感染症対策事業として、地方創生臨時交付金を活用し、すくすくみらい応援特別誕生祝金事業 350 万円、中小企業事業継続対策支援事業 6,654 万 1,000 円、学校給食支援事業 2,400 万円、大学生ふるさとからのエール給付金事業 1,510 万 7,000 円、合計 4 事業合わせて 1 億 9 億 1 千 4 万 8,000 円を計上してございます。

歳入についてご説明を申し上げます。

12 ページです。

1 款 1 項町民税 1 目個人町民税は、前年度所得の実績見込みにより、前年度比 7 億 1 万 5,000 円減の 2 億 5,096 万 9,000 円を計上しております。2 目法人町民税につきましては、前年度の実績見込みにより、前年度比 2 億 4 千 6 万円減の 2,328 万 2,000 円を計上しております。

14 ページ、1 款 2 項固定資産税 1 目固定資産税は、宅地の評価額下落などにより、

前年度比477万2,000円の減、3億5,221万7,000円を計上。

16ページ、1款3項軽自動車税、軽自動車税は軽自動車登録台数の増加などにより、下段の計の欄になりますが、前年度に比べ114万8,000円増の3,230万3,000円を計上しております。

18ページ、1款4項市町村たばこ税、たばこ税は前年度の実績見込みにより、前年度比63万9,000円減の5,833万9,000円を計上しております。

20ページ、1款5項入湯税、入湯税は一月当たりの入湯客数を720人と見込み、前年度比4万5,000円増の130万6,000円を計上。

24ページをお願いします。2款地方譲与税のうち前年度と同額計上は、1項地方揮発油譲与税1,500万。

26ページ、2項自動車重量譲与税は4,000万。

28ページ、3項になりますが、森林環境譲与税は県から提示された見込み額により890万6,000円増の3,918万6,000円を計上しております。

30ページ、3款1項利子割交付金、利子割交付金は、前年度の実績見込みにより、10万円減の40万。

32ページ、4款1項配当割交付金、配当割交付金は、前年度実績見込みにより、10万円増の130万。

34ページ、5款1項株式等譲渡所得割交付金、前年度に比べ30万円増の150万。

36ページ、6款1項法人事業税交付金、実績見込みにより、550万円増の950万円を計上しております。

38ページ、7款1項地方消費税交付金、前年度見込みにより、2,000万円増の2億円を計上しております。

40ページ、8款1項環境性能割交付金、前年度に比べ8,000円減の33万6,000円を計上しております。

42ページ、9款1項地方特例交付金、実績見込みにより、前年度と同額の400万円を計上しております。

44ページになりますが、10款1項地方交付税、総務省発出の地方財政対策情報をもとに01普通交付税25億2,639万7,000円、02特別交付税、前年度同額の2億円を計上しております。

次に46ページをお開きください。

11款1項交通安全対策特別交付金、前年度同額の90万円を計上しております。

なお、48ページから51ページまでは、12款の分担金及び交付金で、災害復旧負担金や分担金や老人施設の入所者の負担金を計上しております。

52ページは、13款1項使用料で、乗合タクシー、住宅使用料の減額などにより、使用料全体としては、下段の計の欄になりますが、前年度比122万7,000円減の3,126万2,000円を計上しております。

54ページ、13款2項手数料、ごみ手数料116万3,000円の増額などにより、手数料全体としては計の欄にありますとおり、前年度比55万6,000円増の2,693万8,000円を計上しております。

56ページから61ページになりますが、14款国庫支出金で、事業に対する国の負担金、補助金、委託金であります。国庫支出金全体で6億73万円を計上しております。

62ページから69ページまでは、15款県支出金で、事業に対する県の負担金、補助金、委託金であります。県支出金全体で4億14万8,000円を計上しております。

なお、70ページから73ページまでは、16款財産収入で、普通財産の貸付収入で前年度比520万7,000円増。増額の主な要因は、73ページの4目1節素材売払収入、農林課分でございます。農林課分の515万円で、合わせて1,198万3,000円を計上しております。

74ページ、17款寄附金、令和4年度ふるさと納税寄附金額を令和3年度実績により、前年度比1,000万円増の3,000万円を計上しております。

76ページから79ページは、18款繰入金で国民健康保険特別会計からの繰入金、基金繰入金などで4,350万5,000円を計上しております。

80ページお願いします。19款繰越金、前年度同額の4,000万円であります。82ページから93ページは、20款諸収入で、諸収入全体では1億4,193万9,000円を計上しております。

94ページは21款の町債であります。臨時財政対策債の減額や小学校解体事業が終了したことから、下段の計の欄になりますが、前年度比1億7,940万円減の4億4,370万円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、職員人件費につきましては個別の説明は省略させていただきます。

一般職の職員人件費につきましては、287ページの上段にありますように、一般職、総括、合計にありますとおり、前年度比4,554万3,000円減の9億4,651万6,000円を計上しております。

ページ戻りますけれども、104ページお願いします。

104ページ・105ページになりますが、2款1項2目文書広報費0002広報公聴費では、公用財産購入費として17節09車輛購入費に327万6,000円を計上しております。同じく5目財産管理費0001財産管理費では、旧小学校の跡地の環境を整えるための経費として、12節01保守管理委託料、これは草刈りや剪定等の経費の委託料であります。続いて14節、107ページになりますけれども、工事請負費に462万円を計上しております。0002庁舎管理費では、役場庁舎の未設置の部屋へのエアコン整備や1階床暖房の改修等に要する経費として14節01工事請負費に1,172万2,000円を計上、6目企画費0001企画費一般では、地方創生総合戦略を推進するため、関係人口の創出や人材育成、移住・定住に要する経費として2,301万5,000円を計上しております。

110ページお願いします。

0003地域公共交通対策事業では、3路線に係る乗合タクシー運行委託料として12節17運行委託料に1,404万円を計上しております。

0004地域おこし協力隊活動費では、民間業者に地域おこし協力隊員の募集を委託することで、より柔軟で積極的な発想を地域おこしに反映させることを目的に、480万円を計上しております。

次に、0007ふるさと納税事業では、寄附額を3,000万円と見込み、返礼品の業務処理費及び積立金等、合わせて3,027万1,000円を計上しております。

116ページ、2款1項11目諸費0002総務課関係では、18節02補助金に湖東厚生病院運営費補助金として、前年度と同額の2,392万3,000円を計上しております。

ページ飛びますけれども、134ページお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費0002社会福祉費一般健康福祉では、五城目町シルバー人材センターへの運営費補助金として、前年度と同額の300万円を計上しております。

136ページ、0005社会福祉協議会事業では、社会福祉協議会の運営費として前年度比29万7,000円増の2,324万円を計上しております。

次に138ページ、3款1項2目老人福祉費0004長寿祝金では、90歳及び100歳の方のお祝いとして、前年度比107万3,000円増の377万4,000円を計上しております。

140ページお願いします。0009介護保険特別会計繰出金は、27節01介護給付費分に係る繰出金が前年度比925万円減の2億3,220万円5,000円を計上しております。

3款1項3目医療給付費0001後期高齢者医療費では、18節01医療給付費負担金に1億7,002万5,000円を計上しております。

146ページお願いします。3款2項1目児童福祉総務費0005子育て特別給付金事業では、地方創生特別交付金の対象事業として、子どもの誕生を祝うとともに、子育て世代の生活を支援するための一人につき10万円を給付する、すくすくみらい応援特別誕生祝金として350万円を計上しております。

次に148ページ、3款2項2目児童措置費0001子ども・子育て支援費負担金は、保育士等の処遇改善として18節05保育士等処遇改善臨時特例交付金として329万6,000円を計上しております。

次に158ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費0003母子保健事業では、妊婦健診の対象者が減少したことから、前年度に比べ202万4,000円減の1,253万7,000円を計上しております。

0004予防接種では、ワクチン接種の助成を拡充したことにより、前年度比152万7,000円増の2,892万7,000円を計上しております。

164ページお願いします。0009新型コロナウイルスワクチン接種対策事業では、変異ワクチンに対応するための3回目の接種等に係る経費として3,683万4,000円を計上しております。

168ページお願いします。4款1項3目火葬場費0001火葬場管理運営費、施設の管理運営費に加え、火葬場外構整備代や代車等、備品購入に係る経費として、前年度比1,624万9,000円増の4,390万円を計上しております。

次に182ページお願いします。6款1項5目農地費0002農地集積加速化基盤整備事業費は、高岳地区のほ場整備に係る県営事業負担金として1,050万7,000円、0003ため池等整備事業は、頭首工整備として上横止、身ノ淵、山内ため池整備として、真崎堰地区に係る県営事業として1,826万8,000円。

184ページお願いします。6款1項6目経営所得安定対策事業0002担い手農地整備基盤対策事業では、農地中間管理事業による集積集約活動に伴う協力金として18節02機構集積協力金として230万円を計上しております。

それから186ページになります。6款2項1目林業総務費0002有害鳥獣対策費では、令和4年度から鳥獣被害対策に係る地域協議会を立ち上げ、被害対策活動やくくり縄等機材を購入するための補助金として、新たに126万円を計上しております。

次に190ページお願いします。6款2項3目町有林管理費0002公有林整備事業では、千代田区との2050脱炭素社会に向けた連携協定に係る森林整備事業として、川堤町有林の再造林及び岩見沢町有林の間伐に係る経費として1,793万8,000円を計上しております。

次に4目林道建設費0002林道補修事業では、森林環境譲与税基金を活用し、林道五秋線等の補修工事に係る経費として2,594万6,000円を計上しております。

次に198ページ、7款1項2目商工振興費0004新型コロナウイルス感染症対策事業では、地方創生臨時交付金を活用し、中小企業事業者の事業継続を支援するための経費として6,654万1,000円を計上しております。

次に202ページお願いします。5目観光施設管理運営費0002悠紀の国五城目では、令和3年度に引き続き、施設照明のLED化に要する経費として、調査設計委託料に75万7,000円、工事請負費に519万6,000円を計上しております。

次に210ページお願いします。8款2項3目道路新設改良0001地方道路整備事業交付金は、前年度に比べ6,323万円増の1億3,368万2,000円を計上しております。主な事業は、新畑町通線舗装改良、五城目外環状線、五城目橋梁補修、寺庭橋橋梁補修、除雪ローダー機械購入などを計画しております。

212ページお願いします。0002単独道路整備事業では、上町線切削オーバーレイ舗装、樋口中川原線側溝改良、蓬内台中通線の道路改良、四渡園線の道路改良、小野台墓地線の道路改良、田町裏通線側溝改良などを計画しております。

次に216ページなりますけれども、8款4項2目街路事業費0001街路維持補修事業は、町内の街路樹を適正に管理するため、住民アンケートなどを実施し、街路樹管理計画を策定するための経費などとして1,040万3,000円を計画しております。

次にページ飛びますけれども、222ページお願いします。9款1項1目消防署費0001消防活動費では、除細動器の更新やドローン購入に係る経費として消防機材購入

費に491万9,000円を計上しております。

224ページ、0002車輛管理費では、災害発生時の応援要請に対応可能とする資機材搬送車を購入する経費として17節09車輛購入費に1,266万円を計上しております。

同じく2目消防団費0001消防団費では、消防団員の報酬や小型動力ポンプ積載車の購入で4,505万円を計上しております。

ページ飛びますけれども274ページから277ページは、農林水産施設関係、公共土木関係の災害関係の予算で、前年度並みを計上しております。

278ページお願いします。12款1項公債金元金、元金は、前年度比203万3,000円減の5億7,654万6,000円、利子は前年度比402万1,000円減の2,337万4,000円を計上しております。

主な原因としては、減額としては、ふるさと農道関係13年度行った分ですけれども、これが終了したこと、平成29年度災害復旧事業などの元利償還が終了したことが主な原因、要因であります。

以上が一般会計の歳入歳出の主な内容であります。

教育委員会関係の予算につきましては、教育長がご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 教育委員会関係の説明については、午後からといたします。

昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後12時04分 休憩

.....
午後 1時10分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

議案第27号、令和4年度五城目町一般会計予算の教育委員会関係について、提案理由の説明を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 私から教育委員会関係の一般会計予算の主な内容についてご説明申し上げます。

歳入についてご説明申し上げます。

50ページをお願いします。12款2項1目民生費負担金2節児童福祉費負担金02学童保育クラブ費147万円及び03学習支援クラブ費51万8,000円は、学童保

育すずむしクラブ及び学習支援わかすぎクラブの利用料であります。

52ページをお願いします。13款1項6目教育使用料1節社会教育使用料114万4,000円及び2節保健体育使用料443万1,000円は、町民センターなど各施設の使用料であります。

58ページをお願いします。14款2項6目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金31万1,000円及び2節社会教育費補助金305万5,000円は、要保護児童生徒医療費と特別支援児童生徒に対する学用品や給食費等に対する補助金及びすずむしクラブの運営費に対する交付金であります。

64ページをお願いします。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金03放課後児童健全育成事業費補助金305万5,000円は、すずむしクラブの運営費に対する県補助金であります。

同じく6目教育費県補助金1節社会教育費補助金189万1,000円は、学校支援活動放課後こども教室わらしべ塾の運営及び館ノ下遺跡本発掘調査事業に対する県補助金であります。

68ページをお願いします。15款3項7目教育費委託金1節教育費委託金79万円は、幼稚園や文化財の認可に対する交付金及び教育留学に対する委託金であります。

88ページをお願いします。20款4項3目教育費貸付金元金収入1節育英資金回収金45万円は、育英資金の貸し付けに係る回収金であります。

92ページをお願いします。20款6項5目納付金4節日本スポーツ振興センター保護者負担金15万5,000円及び7節社会教育事業納付金666万円は、児童生徒のけがや事故に対する保険の保護者負担金及び温水プールで開催する各種水泳教室の指導料であります。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

218ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001公園管理費1,347万1,000円は、雀館運動公園の維持管理に係る経常的な経費が主なものでありますが、日本庭園の樹木管理等として12節委託料に277万2,000円を計上しております。

230ページをお願いします。10款1項1目教育委員会費0001教育委員会費一般115万6,000円は、教育委員会の運営に係る経常的経費で、委員報酬が主なものであります。

同じく2目事務局費0002事務局用事務費371万1,000円は、小・中学校の廃棄物処理及び負担金等の経費が主なものであります。

232ページをお願いします。0003車輛管理費1,139万2,000円は、研修バスすずむし号の運行委託料が主なものであります。

0004放課後児童健全育成事業1,031万3,000円は、学童保育すずむしクラブの運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬と総合管理業務委託料が主なものであります。

234ページをお願いします。0005児童生徒学校生活サポート事業2,239万5,000円は、配慮の必要な児童生徒などに対し、学校生活をサポートする経費で、会計年度任用職員報酬が主なものであります。

0007放課後児童学習支援事業400万1,000円は、わかすぎクラブの運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬が主なものであります。

238ページをお願いします。0005新型コロナウイルス感染症対策事業3,910万7,000円は、学校給食費支援金及び大学生等ふるさとからのエール給付金支給に係る経費であります。

同じく4目外国青年招致事業費0001外国青年招致事業費476万8,000円は、ALTの就業に係る経費であります。

240ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001管理費一般4,965万9,000円は、小学校の管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬、光熱水費、建物総合保守管理業務委託料、公務支援システム使用料が主なものであります。

242ページをお願いします。0002学校施設整備事業1,147万5,000円は、PCB処分に係る委託料と児童の体幹と筋力を鍛えるための運動器具設置工事に係る経費であります。

同じく2目小学校教育振興費0001教育振興一般2,459万8,000円は、小学校の教育振興に係る経常的経費で、スクールバス等の運行委託料が主なものであります。

0003コンピュータ導入事業1,191万1,000円は、小学校の情報教育を充実させるための経常的経費で、タブレットやパソコンのリース料、教育用備品購入費が主なものであります。

244 ページをお願いします。10 款 3 項 1 目中学校管理費 0001 管理費一般 3, 894 万円は、中学校の学校管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬及び光熱水費、建物総合保守管理業務委託料、校務支援システム使用料が主なものであります。

246 ページをお願いします。同じく 2 目中学校教育振興費 0001 教育振興一般 996 万 1, 000 円は、中学校の教育振興に係る経常的経費で、スクールバス等の運行委託料が主なものであります。

0003 コンピュータ導入事業 960 万 4, 000 円は、中学校の情報教育を充実させるための経常的経費で、タブレットやパソコンのリース料、教育用備品購入費が主なものであります。

248 ページをお願いします。10 款 4 項 1 目社会教育総務費 0001 総務費一般 71 万 9, 000 円は、社会教育全般に係る経常的経費及び各種団体への補助金が主なものであります。

250 ページをお願いします。0003 二十歳のつどい 36 万円は、二十歳のつどい開催に係る経費が主なものであります。なお、昨年度までは項目名称が「成人式」になっていたものを「二十歳のつどい」に改めたものであります。

0006 放課後子ども教室推進事業 115 万 9, 000 円は、わらしべ塾開催に係る経費で、7 節報償費 99 万 4, 000 円が主なものであります。

252 ページをお願いします。0009 教育留学事業 76 万 2, 000 円は、県外の小・中学生を対象に、地域の特性を生かしたホームステイを行う経費で、コーディネーターへの謝礼金とウェブコンテンツ更新業務委託料が主なものであります。

0010 館ノ下遺跡本発掘調査事業 109 万 3, 000 円は、会計年度任用職員の報酬並びに発掘調査に係る報告書の作成経費が主なものであります。

254 ページをお願いします。2 目社会教育施設管理運営費 0002 山村開発センター 1, 605 万 6, 000 円は、会計年度任用職員の報酬や光熱水費、保守管理委託料など施設管理に係る経常的経費であります。

256 ページをお願いします。0003 馬川地区公民館から 258 ページの 0008 総合生きがいセンターまでは各地区公民館の施設管理運営委託料及び活動費補助金が主なものであります。

262 ページをお願いします。0014 地域図書室 524 万 4, 000 円は、会計年

度任用職員の報酬や図書購入費などが主なものであります。

266ページをお願いします。10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般334万6,000円は、各種大会への補助金が主なものであります。

268ページをお願いします。0005全町体育祭66万7,000円は、参加者への報償物品が主なものであります。

同じく2目学校給食費0001要、準要保護児童生徒給食奨励事業304万1,000円は、要・準要保護児童生徒の学校給食費を扶助するための経常的経費であります。

0002学校給食管理運営費2,249万2,000円は、小・中学校の給食管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬及び燃料費が主なものであります。

270ページをお願いします。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館2,051万6,000円は、燃料費や光熱水費、保守管理委託料など施設管理に係る経費が主なものでありますが、防火盤等改修に係る調査設計委託料243万1,000円、同改修等に係る工事請負費994万円を計上しております。

272ページをお願いします。0002屋内温水プール3,930万5,000円は、燃料費や光熱水費などの施設管理に係る経費とプールの運営等業務委託に係る経費が主なものであります。

以上、教育委員会関係の予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。13番荒川正己議員

○13番（荒川正己君） 財産管理費ですけれども、普通財産を管理するのにこの多額な額が必要かどうか、議員になって初めてのことなんですよね。内容の説明が・・・、105ページです。財産管理費です。委託と工事費ですかね、600万と・・・見えない。本当はこういうの、もうちょっと詳しく説明あるべきなんだろうけども、何か建物造るとか行政財産であればその目的によっていろんな工事するわけですから、どんな工事が簡単な説明で分かるわけですけれども、使わない、行政として使う目的のない財産にお金を使うわけですから、もっと詳しい説明と資料の提出をお願いいたします。議長、お願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。資料提出はもちろんですけれども、その前に答弁をいただきたいと思います。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 説明不足でございました。104ページ・105ページの財産

管理費 666万4,000円増えた関係だと思えますけれども、これについては旧小学校跡地の環境を整えるという説明したつもりでございますけれども、中身的には保守委託料、12節で一番下ですけれども、保守管理の委託料、草刈り、そしてまた桜の剪定等の経費が主なものであります。

それと、次の106ページ・107ページの462万円というのは、これについては工事請負費、小学校跡地の柵を回す経費の工事費でございます。なお・・・という内容でございます。

資料的には、その図面とか何かでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（石川交三君） 13番荒川正己議員

○13番（荒川正己君） ちょっと、そこなのよ、副町長。あんた、環境を整備するためと、だから、普通は行政財産として使うための環境を整備するわけだ。そのために柵を回すとか何かっていう具体的なものが出てくるわけだ。ここは何も利用しないと。へば、しないから、人が入ればだめだから辺りに全部柵を作ると。人が入らないように、そういう説明が必要なのよ。せば、柵の長さがどのぐれと。鍵つけで入らいねいにすると。でもその入らいねどごの木を何で整備さねまねが、草を刈ねまねがって、こっちも聞きでの。あんた、普通環境整備っていうのは、行政がやるには行政が必要なものを整えるための環境の整備だ。これは普通財産にして、行政では使わないと、しばらく。そういうことでしょうか、普通財産にするってことは。で、その柵っていうのを、へば、どっからどごまで回すのかって、例えば戸村堰のあそこから桜のほうも全部並木もぐるっとだすべ。だからそういう説明がないと。そのこのとこ、設計もあつたら出してもらえませんか。使わない財産だから。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 13番荒川議員にお答えします。

なるほどその普通財産、行政財産はございます。しかしながら、ここはこの小学校跡地、施政説明でも申し上げましたが、やはりその思い出の地でありまして、そしてですね、町の中心部にあるということでもあります。これを何とかですね、町民のためにですね開放して、少しでもですねその自然に触れ合う、そのようなことができないかということで、ただ、それに対しましては、やはりあその土地は非常に危険度が多いということでございますので、まずはその安全対策をしっかりと、やって、そしてまた、その財産の主旨は分かりますが、この中心部だと、町の中心部だということでは何かその

ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 13番荒川議員

○13番（荒川正己君） おがしぐね。町民のためにとって行政で使うとせば、それに合った税金の使い方で環境整備しなきゃいけない。今、何も目的もなしに環境整備すると。あそこ、もと小学校あったとごだと思出すと。思出す人もいるかもしれね。そうすれば、あの上、上がれるってこと。思出すには。ていうことなれば、入れるっていうこと。普通財産にせば、町民が自由に入れるようにするってこと。だから、そのところがはっきり目的とあれがさねやづき金使うからおがしいっていうの。だから内容をもうちょっと分かり易く説明してけれ。だって、普通財産だから外へあれだすべ、塀を立てで入らいねいにするってことだすべ。柵を設けるっていうことは。何か答えなってね。だから、図面どが、したら出してみでければいい。お願いします。

○議長（石川交三君） ちょっと暫時休憩します。

午後 1時33分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

資料は全て配布なってますでしょうか。

それでは、この資料の説明も含めて答弁を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） それでは、資料に沿って説明したいと思います。

財産管理費に上げてあります工事請負費の説明でありますけども、はじめに図面の下のからっていいますか、いきますと、今まで小学校階段が、大きい階段上っていく所に、まず防護柵ということで、ここからは入られないようにするという内容です。あと、その右側の道路が今まで通学路、車もあった所です。この8.0mという、これが車止めゲートタイプということで、車両の進入はできないようにするという内容です。あと、上の高台の所につきましては、転落防止柵というのがあると、90mとありますけども、この転落防止柵がこの8.0、10.0、34.0、30.0というプール跡地の周辺の転落防止柵ということで90mとなっております。あと、真ん中の奥のほうに行って防護柵がもう1つ、階段、奥のほうの階段でグラウンドに行く階段ですけど、奥のほうの階段を防護柵を設置するという内容となっております。

あと、桜の剪定がここにあるグラウンド側にある桜の病気とか腐ってるとかそういう状況のやつを剪定していくという内容であります。

あとは敷地、このグラウンドの斜面等の草刈りを行うというような形になっております。

あと、普通財産と行政財産というところでありまして、これは学校用地としての行政財産としての用途が廃止されるというところで、まずは普通財産にしたということでありまして、その次の利用等に向けましては、明確なその公園なのか憩いの場所なのかという、その明確なところがちょっと明確になってなかったという、定まっていなかったところもありまして、一旦普通財産に置いたということになっております。

以上です。

○議長（石川交三君） 13番荒川正己議員

○13番（荒川正己君） せば目的決めて、公園とか何かさ決めてがら税金使ったほういぐね。今ここ止めるの何だのって、土地に入れるの、人が。町の所有地だけでも、行政財産でねして、町民が自由に入れるってどういうこと。町山と同じ。町山だけ自由に入れるよな。いや、何かそこなの。今これやれば、まるで公園みたいだよな。で、皆さんはさっきから、今朝から言ってるけども、土砂災害危険区域だからどうのこうの。例えば、東京の多摩川沿いには運動公園、野球場がいっぱいある。多摩川沿いでね。川の中にあるんだ。荒川区も川の河川敷にある。大曲も河川敷に公園がある。土が崩れる恐れのあるとごど、河川敷と、どっちが危険多いがってば、河川敷は水量増せばいっぱいなる。で、河川敷は水が流れるのが普通だから、そこでできなく、使えないこともある。でも、誰も河川敷の運動公園、危険だつては言わない。小学校跡地だって、今まで何百年崩れたり、崩れるかもしれない。あぶね。でも、小学校の子どもたち置くにはしのびないと。でも、公園どがだばいいんじゃないか。さっき言ったように、火葬場とか町営住宅だって、レッドゾーンでさえ災害来た時逃げればいって話してる。本当に災害が来るような頃なれば、誰も公園には行かないし、で、これ見ればちゃんと、300mのトラックは書いてある。でも、北のほうに木植わってねえのに、これ新しく植えるやつですか、桜。私の記憶では、この辺さあるがや。おっきくなったんだ。まずそういうことで、何かこいだば公園だねがっね。だから、はじめから公園を目的として作ったほうがいいんでねが。だから待って、普通財産でねぐ、目的を持って作れば、もうちょっといろんな作り方ができるんでねが。人入れねどせば、さっき言ったように上の柵はい

らねわけだ。私が言ったように、表に柵やって、人が入れねばいいんだ、使わねどせば。何かそこがはっきり方針が決まってから動いたほうがいいんじゃないですかなと思いますけども、まあ私はあどこれ以上言えねすな。あとは予算を認めるか認めねがだから、いずれ町ではなるべく用途を決めて税金を使って欲しいと思います。

○議長（石川交三君） 他に。6番荒川滋議員

○6番（荒川滋君） すいません、私も今と同じところを質問するわけですけども、これはこちら、総務産業の審議になるわけですけども、学校跡地であったということもありまして、議員全員で共有しておいたほうが良いと思って今ここで聞きます。

55億円余りの総額の中で、わずか600万ぐらいのことで今やってるわけですけども、昨日のこのやり取りの中で、それまでは利活用に向けて前向きな答弁を、去年の9月まではいただいていた。12月の行政報告でも、そのような前向きな利用、利活用に向けて進めていくということだったんですけども、ここに来て種々検討を重ねた結果、土砂災害警戒区域であるという大前提という言葉が出てきましたけども、大前提により普通財産として必要最小限の安全対策を行い、維持管理していきたいという風に急に変わった感じがあります。

まず大体、いつからあそこが土砂災害警戒区域になったか、もう随分前のことです。それが何でここに来て急にこの何かあわせたかのようにバダめでやっているのかなというふうに思います。

非常に当局の閉鎖的な対応と民意を無視した瑕疵ある場当たりの判断で進めているというこの予算計上には、大きな疑念を抱きます。雀館多目的運動広場は、実質、五城目小学校の敷地の隣ということで、自由に町民が使える広場ではなくなっていました。それに加えて、このたび五小跡地もそのように一般的に使われなくなるということは、町民の健康増進の場を奪っているというふうに私は思っています。昨日のやり取りの中で令和4年度は、その場所への立ち入りはさせないということでありましたけども、させないのであれば、今、荒川正己議員も言いましたが、ベンチの設置はいらないでしょうし、桜の木の剪定、草刈りも、これいらないと思います。

で、お聞きしますが、まずそのベンチ等いらないのではないかとということと、種々検討したというのは、この庁内で、庁舎内で何課と何課が検討したのか。そして、ここに来て方針ががらっと変わったと、その3つの理由をお聞きします。

○議長（石川交三君） 3点について答弁よろしいですか。今、6番荒川滋議員は、ベン

ちはいらんではないのか、それから、どこで検討してきたのかと、さらには変わった理由は何ですかと、この3点についての質問であったと思いました。執行部の答弁を求めます。暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

先ほど来、論議になっておりますが、旧小学校跡地の活用について、渡邊町長から発言を求められておりますので、これを許します。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議員の皆様方には、大変貴重なお時間をとらせてまして本当に心からおわびを申し上げたいと存じます。

この件に関しましては、原点に帰りまして、再度慎重に、また協議・検討してまいりたいと存じますので、何とぞご理解を賜りますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 議案第27号について、他に質疑ございますか。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 簡単な質問でございますが、教育長に質問いたします。

235ページ、それから233ページ、それから245ページ、この中に入ってる会計年度の任用職員についての生活サポートについてのかなり額が、1,500万ほどなってる、1,900万ほどなってる箇所もありますので、果たして人数的にどういうふうな状況になってるのか。確か小学校、中学校もそうだと思うんですけど、学習のサポートも確かおったんでないのかなと思うんですけども、項目は生活サポートとなっておりますが、その辺、人数等細かく教えていただきたいと思っております。

○議長（石川交三君） 齊藤学校教育課長

○学校教育課長（齊藤正和君） 14番館岡議員にお答え申し上げます。

会計年度職員の人数ですけども、生活支援員さんが小・中合わせまして10名、それから学習支援員が小・中合わせまして3名となっております、その他に来年度はICT支援員、これを新たに追加しております。1人です。

以上です。

○議長（石川交三君） 他に。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） このじゃあ合計でいうと、14名ということになりますね。学習支援のその何ていうかキャリアというか資格というか、そういうのが特別持ってるとか持っていないとかありますか。合わせて3名なってますけども、どういうバランスでしょうか。合わせて3名となってますから、小学校も中学校も入れて3名でしょう。この3名について、特に教職持ってるとか持っていないとかいろいろあると思うんですけども、その辺の中身について、個人情報もあるのかないのか、報告する問題ないと思うんですけども、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（石川交三君） 齊藤学校教育課長

○学校教育課長（齊藤正和君） 学習支援員ですけども、小学校が1名、それから中学校が2名の3名と。そして、資格は学校の教職の資格を持っています。

以上です。

○議長（石川交三君） 他に。1番工藤政彦議員

○1番（工藤政彦君） 72・73ページの財産売払収入のことですけれども、515万の農林振興課分とありますけども、これはどこの何を売るんですか。

○議長（石川交三君） 嶋崎農林振興課長

○農林振興課長（嶋崎一人君） 1番工藤政彦議員にお答えいたします。

素材売払収入515万円でありますけども、内訳は、岩見沢町有林の間伐事業の搬出間伐でございます。1,030立米掛ける5,000円で515万円となっております。

以上です。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第27号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第28号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第28号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書 295 ページをお願いします。

令和 4 年度国民健康保険特別会計の当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ 1 億 5,973 万 6,000 円としております。前年度比 5,181 万 5,000 円、率にして 4.3% の減となっております。

主な予算内容について申し上げます。

はじめに、歳入について、総括表を基にご説明申し上げます。

299 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括（歳入）。

1 款国民健康保険税は、現行の料率を基に積算した結果、前年度比 4 億 16 万 9,000 円減の 1 億 3,954 万 9,000 円を計上しております。

4 款県支出金は、給付費等に見合った県の負担額を見込み、前年度比 5,649 万 3,000 円減の 9 億 1,394 万 8,000 円を計上しております。

6 款繰入金は、一般会計及び国民財政調整基金からの繰入金を見込み、前年度比 8 億 87 万 7,000 円増の 1 億 6 億 10 万 4,000 円を計上しております。

続いて、歳出の主な内容をご説明申し上げます。

334 ページ、2 款 1 項療養諸費、過去の医療費や被保険者数を基に推計し、全体で、下段、計の欄になりますが、前年度比 5,807 万 6,000 円減の 7 億 4,708 万 1,000 円を計上しております。

336 ページをお願いします。2 款 2 項高額療養費は、前年度比 1,579 万 9,000 円減の 1 億 2,635 万 2,000 円。

346 ページをお願いします。3 款 1 項医療給付費分は、前年度比 2,084 万 1,000 円増の 1 億 9,040 万円を計上しております。

348 ページをお願いします。3 款 2 項後期高齢者支援金等分は、前年度比 1 億 75 万 1,000 円増の 5,434 万 2,000 円を計上しております。

350 ページをお願いします。3 款 3 項介護納付金分は、前年度比 2 億 3 万 5,000 円減の 1,342 万 3,000 円を計上しております。

以上が国民健康保険特別会計の歳入歳出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第28号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第29号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第29号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書は367ページお願いします。

令和4年度後期高齢者医療特別会計の当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ1億4,905万2,000円としております。前年度比1,059万7,000円、率にして7.7%の増となっております。

はじめに、歳入について、総括表を基にご説明申し上げます。

371ページお願いします。歳入歳出予算事項別明細書、1、総括、歳入であります。

1款保険料は、現行の料率を基に積算した結果、前年度比580万4,000円増の9,594万7,000円を計上しております。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金を見込み、前年度比479万3,000円増の5,261万8,000円を計上しております。

次に歳出でございます。

394ページお願いします。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比1,047万8,000円増の1億4,766万8,000円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第29号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第30号、令和4年度五城目町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案第30号、令和4年度五城目町介護保険特別会計予算、予算書の403ページをお願いします。提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度介護保険特別会計の当初予算は、保険事業勘定の歳入歳出総額をそれぞれ19億3,049万9,000円としております。前年度比7,613万6,000円、率にして3.8%の減となっております。

介護サービス事業勘定の歳入歳出総額は、それぞれ475万9,000円としております。前年度比119万9,000円、率にして33.7%の増となっております。

主な予算内容について申し上げます。

保険事業勘定の歳入については、総括表を基に説明を申し上げます。

411ページ、明細書、総括歳入であります。

歳入の主な内容としては、低所得者の保険料軽減強化により、1款保険料は現行の料率を基に財算した結果、前年度比2,450万8,000円増の3億4,559万7,000円を計上しております。

3款国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金などで前年度比6,096万1,000円減の4億9,947万4,000円を計上しております。

4款支払基金交付金は、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金などで、前年度比1,891万8,000円減の5億803万5,000円を計上しております。

5款県支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金などで、前年度比1,276万4,000円減の2億7,991万5,000円、8款繰入金は一般会計繰入金などで前年度比800万1,000円減の2億9,745万7,000円を計上しております。

次に歳出でございます。総括表を基に説明申し上げます。

412ページ、明細書総括、歳出であります。2款保険給付費は、前年度実績を基に算出し、全体で前年度比7,400万1,000円減の18億5,763万3,000

円を計上しております。

4 款基金積立金は、存置計上、5 款地域支援事業は、要支援者に対する介護予防、生活支援サービス事業費の減などにより、全体で前年度比 5 8 4 万 9, 0 0 0 円減の 4, 9 7 5 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

次に、サービス事業勘定です。

歳入につきましては、5 0 4 ページお願いします。1 款 1 項予防給付費収入は、介護予防サービス計画費収入など前年度比 1 1 9 万 9, 0 0 0 円増の 4 7 5 万 6, 0 0 0 円を計上。

歳出につきましては、5 1 2 ページお願いします。1 款 1 項繰出金は、保険事業勘定繰出金として前年度比 1 1 9 万 9, 0 0 0 円増の 4 7 5 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 3 0 号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 3 1 号、令和 4 年度五城目町障害認定事業特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第 3 1 号、令和 4 年度五城目町障害認定事業特別会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書 5 1 5 ページになります。よろしくお願いします。

令和 4 年度障害認定事業特別会計の当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ 3 6 7 万 2, 0 0 0 円としております。前年度比 8, 0 0 0 円、率にして 0. 2 % の減となっております。

歳入についてご説明申し上げます。

522 ページ、1 款 1 項 1 目障害認定事業負担金は、本町を除く構成 3 町、八郎潟、井川、大潟村ですが、この負担金として 202 万 4,000 円を計上しております。

524 ページ、2 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、本町の負担分として 127 万 3,000 円。

歳出につきましては、532 ページになります。1 款 1 項 1 目一般管理費 0001 一般管理費は、事務費として 226 万 2,000 円を計上しております。

534 ページ、2 款 1 項 1 目認定審査会費 0001 認定審査会運営費は、委員報酬など 138 万円を計上しております。

以上が障害認定事業特別会計歳入歳出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 31 号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 32 号、令和 4 年度五城目町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第 32 号、令和 4 年度五城目町水道事業会計予算、539 ページお願いします。

第 3 条収益的収入及び支出。収入、第 1 款事業収益に 2 億 1,973 万 6,000 円、支出、第 1 款事業費に 2 億 3,430 万 5,000 円を計上しております。

540 ページお願いします。第 4 条資本的収入及び支出。収入、第 1 款資本的収入に 4,383 万円、支出、第 1 款資本的支出に 1 億 2,984 万 9,000 円を計上し、収支不足額 8,601 万 9,000 円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

主な事業について申し上げます。

543 ページ、下の表でありますけれども、資本的支出、1 款 1 項 1 目配水施設改良費に、浄水場の設備更新費用として1, 560万4, 000円を計上しております。

544 ページ、キャッシュ・フロー計算書、上段1、当年度純損失は2, 120万3, 000円の損失となり、下段6、資金期末残高は5億7, 816万3, 000円となる見込みであります。

以上が水道事業会計収入支出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第32号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第33号、令和4年度五城目町下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第33号、令和4年度五城目町下水道事業会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

559 ページ、第3条収益的収入及び支出、収入、第1款事業収益に2億8, 680万円、支出、第1款事業費用に2億8, 116万6, 000円を計上しております。

560 ページ、第4条資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入に1億975万2, 000円、支出、第1款資本的支出に2億2, 071万9, 000円を計上し、収支不足額1億1, 096万7, 000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

主な事業について申し上げます。

563 ページ、下の表になりますが、資本的支出1款1項1目暗渠建設改良費に公共汚水枡設置3件分の費用として165万円を計上しております。

564 ページ、キャッシュ・フロー計算書、上段1、当年度純利益は522万円の利益となり、下段6、資金期末残高は6, 454万8, 000円となる見込みであります。

以上が下水道事業会計収入支出の内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第33号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 2時48分 散会

